

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の減資手続きに関する説明

### 減資手続きの全体的な流れ

#### 1. 公告

- 公告の方法を選択し、公に発行された新聞に公告を掲載するか、国家企業信用情報公示システム (<https://www.gsxt.gov.cn/index.html>) に公告を掲載します。公告期間は45日間で、減資期間中はその他の変更登録を行うことができません。

#### 2. 減資登録の申請

- 公告期間45日が経過した後、工商局に変更登録申請を提出します。必要な書類には、会社変更登録申請書、修正後の会社定款または定款修正案、資産証明報告書、債務清算または債務保証の説明などが含まれます。

#### 3. 減資登録手続きの処理

- 登録日から減資が有効になります。新しい営業許可証を作成し、税務部門や銀行に関連する変更手続きを行います。

### 減資に必要な具体的な資料

- 法定代表者が署名し、企業の公印を押した「会社登記（備案）申請書」。
- 定款変更の決議、決定。
- 修正後の会社定款または定款修正案（会社の法定代表者が署名確認）。
- 会社の債務清算または債務保証の説明。
- 新聞で資本金減少の公告を行った場合、公告が掲載された新聞の見本を提出する必要があります。国家企業信用情報公示システムで公告を行った場合は、公告資料の提出が免除されます。（公告日から45日後に変更登録を申請する必要があります。）
- 紙版の営業許可証を保有している場合は、正本と副本を返却します。

### 減資手続きでの注意事項

- 株主総会の決議：総議決権の2/3以上を代表する株主の賛成が必要です。
- 財務報表の作成：「会社法」第224条に基づき、会社が資本金を減少する場合、貸借対照表と財産目録を作成する必要があります。
- 債権者への通知と公告：「会社法」第224条に基づき、株主総会が資本金の減少を決定してから10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞または国家企業信用情報公示システムに公告を掲載する必要があります。債権者は通知を受け取ってから30日以内、通知を受け取らなかった場合は公告日から45日以内に、会社に債務の清算または相応の保証を要求する権利があります。会社が資本金を減少する場合、株主の出資比率または保有株式比率に応じて出資額または株式を減少させる必

要があります。ただし、法律に別段の定めがある場合や有限責任会社の全株主が別段の合意をしている場合、または株式会社の定款に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

4. 営業許可証の再作成：公告日から 45 日後に変更登録を申請し、新しい営業許可証を取得します。
5. 税務および銀行口座の変更：税務部門および銀行で関連する変更手続きを行います。
6. 法律、行政法規または国务院の決定によって会社の登録資本金に最低限額が定められている場合、減資後の登録資本金は最低限額を下回ってはなりません。

### **お見逃しなく！**

上記の通り、会社の減資は、減資手続きの合法性と有効性を確保するために、上記の手続きと資料準備に厳密に従って行う必要があります。